

(二七二〇)
享保五年八月 利根郡谷川・阿能川山の口明け規定〔C〕

谷川・阿能川両山口相定之事

一夏、はんげ日(半夏)のぞき十五日(除)前、秋、ひかんあき日(彼岸明)を」のそき十日

日に、両山口明申筈ニ相定申候、右両村之」儀者少之馬草場(まぐさば)

も無御座候間、夏秋共ニ前卷日」宛、両山本村取申筈ニ相定

申候、若外村取に」参候ハ、荷物取徳ニ両村可仕候、縦親類・

縁者ニ」ても相返シ不申候筈ニ堅相究申候(かたくあいまめ)

一若草ほき申候ハ、前日にも明可申候

一作毛ミ(美)のりよきとし者、前日にも明可申候(年)

右相定之通り立合相定申候上者、相違無御座候、自然作毛ミ(延)

のりつ(剪)のり不申候ハ、両村相談ニ而山口少」之間のべ可申

候、尤其節者村々名主衆へ一左右可申候、」為後日証文仍如

件

享保五年

子ノ八月廿八日

谷川村組頭

市左衛門印

同所同断

市之丞印

阿能川組頭

七郎左衛門印

同所同断

三郎兵衛印

川上村名主

文之丞印

湯原村名主

金兵衛印

寺間村名主

太兵衛印